

小松市監査公表第 11 号

監査の結果に基づき講じた措置について小松市長から通知があったので，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により，次のとおり公表する。

令和 2 年 2 月 26 日

小松市監査委員 小 栗 巖

小松市監査委員 表 靖 二

定例監査の結果に対する措置状況

- 1 監査の種類 定例監査  
 2 対象部署 行政管理部 管財総務課，飛行場課  
 3 監査結果の公表年月日 令和2年1月28日（小松市監査公表第7号）  
 4 措置通知の受理年月日 令和2年2月14日  
 5 監査の結果及び措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>改善意見                      &lt;管財総務課&gt;                      公用車運行日誌について，前回の監査にて記載漏れを指摘したところであるが，今回の監査においても改善されていなかった。運行日誌は旅行命令及び復命を兼ねるものであり，小松市職員等の旅費に関する条例第4条並びに同施行規則第3条及び第4条の規定に基づき適正に事務処理されたい。</p>	<p>運行日誌の処理については適正処理に努めていたが，日をまたいで連続使用した場合，不十分となっていた。                      職員に対し適正な事務をあらためて指導し，次の事項を徹底することとした。                      1. 使用者に対する使用後即時記載                      2. 主務者における月次の日誌確認（記載漏れ等のチェック）</p>
<p>改善意見                      &lt;飛行場課&gt;                      行政財産使用料について，前回の監査にて，継続使用許可事案の場合に年度当初に使用料を請求していなかったため，規定に基づき適正に事務処理されるよう指摘したところであるが，今回の監査においても改善されていなかった。行政財産使用料徴収条例第6条の規定に基づき適正に事務処理されたい。</p>	<p>年間スケジュール表に明記し，本事務処理の進行管理を確実にを行うよう改善した。                      (対象:4件、11,540円)</p>